

審議会等の会議結果報告

| | |
|------------|---|
| 1. 会 議 名 | 第3回松阪市中心市街地活性化複合施設管理運営検討委員会 |
| 2. 開 催 日 時 | 平成30年11月13日（火） 午後1時30分～午後2時45分 |
| 3. 開 催 場 所 | 松阪市役所 5階特別会議室 |
| 4. 出席者氏名 | （委 員）◎ 村林守、中井都紀子、○川口正人、濱田昌平、中林 穰太、村林由美子、口羽竜聖（◎会長 ○副会長） （事務局）村林篤、川村浩稔、左路有 |
| 5. 公開及び非公開 | 公 開 |
| 6. 傍 聴 者 数 | 1人 |
| 7. 担 当 | 松阪市産業文化部商工政策課 担当者： 課長 川村 浩稔 TFL 0598-53-4361 FAX 0598-22-0003 e-mail syok.div@city.matsusaka.mie.jp |

協議事項

1. 中心市街地活性化複合施設（カリヨンビル）管理運営について
 - 1) 第2回検討委員会の議論要旨について
 - 2) 中心市街地活性化複合施設の管理運営に関する答申内容について
 - ・管理方式について
 - ・指定管理をする場合の条件等について
2. その他

議事録

別紙

第3回松阪市中心市街地活性化複合施設管理運営検討委員会議事録概要

日 時：平成30年11月13日（火）13:30～14:45

場 所：松阪市産業振興センター カリヨン別館 会議・セミナー室

出 席：三重中京大学名誉教授 村林 守 （委員長）
松阪市中心商店街活性化協議会 理事 中井 都紀子
松阪商工会議所 事務局長 川口 正人 （副委員長）
NPO法人 Mブリッジ 濱田 昌平
松阪市企画振興部市政改革課 課長 中林 穰太
松阪市企画振興部地域づくり連携課 課長 村林 由美子
松阪市総務部総務課リーガルアドバイザー 口羽 竜聖
産業文化部：村林部長、川村課長、左路主幹

1. あいさつ 委員長よりあいさつ

2. 議題

- 中心市街地活性化複合施設（カリヨンビル）管理運営について
会議の議長は、要綱第5条第2項により村林委員長により議事進行
- 1) 第2回検討委員会の議論要旨について
- 2) 中心市街地活性化複合施設の管理運営に関する答申内容について
 - ・管理方式について
 - ・指定管理にする場合の条件等について
- 3) その他

（事務局より）

資料1「第2回中心市街地活性化複合施設検討委員会の議論要旨」を説明。

〈 意 見 等 〉

【委員長】

ただ今の説明について、抜けている点とかご質問はありませんか。

それでは、次の議題の中心市街地活性化複合施設の管理運営に関する答申内容についてですが、管理方式について、指定管理にする場合の条件についてと二つの論点があるんですが、まとめて説明をいただいて、ご意見については分けて進めていきたいと思えます。

（事務局より）

資料2 中心市街地活性化複合施設の管理運営に関する答申原案の説明。

【委員長】

それでは、ご意見・ご質問をいただきたいと思います。管理方式をまず進めて。そのあと、条件という順番としたいと思います。まず管理方式についていかがでしょうか。指定管理方式、前回、あまり直営という意見はなかったの、指定管理で答申をしてはどうかという原案になっていますが、この点についていかがでしょう。

指定管理方式を採用という意見を出すということについてはご意義ありませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは指定管理方式で出すということですが、この色々書いてあるなぜかということについても何かご意見があれば。

よろしいでしょうか。まあ文言なんかはもう少しこなれた方がいいのかもしれませんが、大体このような議論だったと思いますがよろしいですかねえ。お気づきの点、何なりと。それではまたご意見思いついたら発言していただくとして、管理方式としてはこういうことでよろしいでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。

それでは、次は指定管理をする場合の条件等についていくつか上がっていますが、これについていかがでしょう。何かこういうのも入れたらとか、あるいはこういう書き方をしたらとか。

あと、公募かどうかということが書いてありませんがいかがでしょう。条件を競わせるという前回のイメージからですと公募が前提でという気がするんですけど、公募ということでしょうね。特別、決め込む議論はなかったし、色々な提案がありうるという前提で考えてきたので、書いてありませんが公募で指定管理者を募集するというのが一つ入るんでしょうかね。条件や方向性を示して公募をするということですね。いかがでしょうお気づきのところ。かなり簡潔に書いてありますので、こういったことも付け加えたほうがいいとか、そういったこともあるかと思います。

【委員】

先ほど委員長がおっしゃられました要件のところの、産業振興センターカリヨン別館のことで確認というか、産業振興センターカリヨン別館いわゆるカリヨン1階の部分ですけども、これは産業振興センターのカリヨン別館として、今の現状がありきの話がもとになる感じでこれから話していくのか、カリヨン別館になっているところを、もう一回白紙にしてそこをどう使うかという所もという話も出ていたと思うんですけども、カリヨン別館として有効活用していくのか、それか(カリヨンビルの)スペースとして活用していくのかというのはどうなんですか。

【委員長】

いかがでしょうか。

【事務局】

前のご意見では、(利用申請の)受付とか(産業振興センターの)本館では煩雑なので、そういった管理も含めて指定管理にしていた方がいいというご意見も出ていましたので、事務局側の受け止め方としては、条例上は産業振興センター別館となっていますが、そこを手を入れることで分けることは可能ですので、別館とは切り離してこの施設のホール(場所)としてしたほう

がいいのではないかなと思っています。

【委員長】

という意味でこの要件に入れていただくということ、そういうことですね。

【事務局】

表現がそのまま使うような感じになっていますが、ご意見を聞く中ではそのほうはがいいのではと。ただそのこのところをもう少しつめて、皆さんでご確認いただくとそれでいいのかなと思います。

【委員長】

どうでしょう。どちらかというと貸館的な感じなので、この複合施設の一部とした方がいいというご意見が強かったと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

そうですね。カリヨンの指定管理の施設でした方が機能的にいいのではないかと。

【委員長】

それでは、黒三角の三つ目のところに産業支援センターと市民活動センターについては、指定管理の対象外とするという意味ですね。別管理とするとありますが、指定管理の対象から外し別管理とするというような書き方のほうが正確だろうと思いますが、このところに現在産業振興センターのカリヨン別館となっている部分も、活性化複合施設の一部として指定管理の対象とするという書き方だと正確ですね。この次に続けてどこが指定管理の対象なのかを明確にしたらどうでしょう。いかがです？そういうことでよろしいですか。

それでは指定管理の範囲三番目のところで、指定管理の範囲を明確にしていますので、この中に産業振興センターカリヨン別館は活性化複合施設の一部として指定管理の対象とする。というそういうことでの意見を出したいと思いますがよろしいでしょうか。

要件付けのところはどうでしょう。

一つ一つ見ていきましょうか。

まず、一つ目の黒三角ですが、現状単年度の収入が支出を上回っていることから、指定管理料0円で納付金を納入させるものとするということで、これは指定管理料を払わないで、逆に黒字の部分を含めてくださいねという指定管理方式にするということですが、よろしいですね。こういうことのご意見だったと思います。これは了解とします。

それから管理対象施設はカリヨンプラザとカリヨンパーキングとするということですが、それに付け加えて三番目のところで、産業支援センターと市民活動センターについては指定管理の対象から外し、産業振興センターカリヨン別館は、先ほど申し上げたように複合施設の一部として指定管理の対象とするということですが、そういうことでよろしかったですね。それでは三つ目の三角まではご了解いただいたと思います。

それでは四つ目ですが、現状の入居者や利用者に不利益にならないよう、現在の契約等はそのまま引き継ぐと、これはいかがでしょうか。これもやはり一方的に切れないのでということですね。まあそのままというずっとみたいになるので、当面か何かを入れておいた方がよろしいですね。あるいは契約期間が切れるまでとするんでしょうかね。現在の契約期間が継続中とはか、

何かそういった言葉を。そういったことなんでしょうね。今現在契約しているものの期間は、相手の権利ですから。少なくとも現在の契約期間中はとするんでしょうかね。では四番目はそういったことで基本的には引き継ぐと。

次に要件がいくつかありますが、こういったことに提案をしてくださいと公募の際に提案をということですね。そのうちの一つ目、現在入居中の諸団体の機能を有効活用するためのコーディネートの提案。これはいかがでしょうか。もう少し表現が…こんな感じでわかりますかね。次のところと関係ありますね。入居団体のネットワークをどのように構築するか。この二つ合わせて提案していただいてもいいんですけどね。

【委員】

入居中の諸団体だけというふうに決めてしまいそうですね。市街地活性化や地域の課題に対して取り組めるようにとか何かそういう…

【委員長】

入居中のじゃなくて入居するでしょうかね。入居中のというと今現状の固定みたいじゃないですか。入居する諸団体、現在もとるということですね。そうでないと今入っているところに固定する感じですから、この辺をさっきのと変わらないでしょうけれども、仮に交代した場合も、それも含めてということですね。それと有効活用の中身が…。

【委員】

もっと大枠で中心市街地の活性化とか、地域の課題に対して取り組むとか。

【委員長】

そうですね。有効活用というのを、今おっしゃったような中心市街地の活性化のために…

【委員】

地域の課題に対して総力的に取り組むコーディネートとか。

【委員長】

もう少し丁寧にやれば、入居する諸団体が中心市街地の活性化や、地域の課題に協力して取り組めるようにどのように総合的にコーディネートするのかの提案をというような感じで。

【委員】

そうですね、もう少し広く大きくって表現のほうがという。

【委員長】

入居する諸団体の機能をコーディネートするというよりは、今おっしゃったように市街地の活性化とか地域の課題に対する取組みとか、それが総合的に行われるようにコーディネートするという。

【事務局】

こちらの方がいいですね。ここの表現だと限定して今入っている所だけをつなげるというように取れますがそうではないということですね。

【委員長】

そうですね。入っていないところも含めての機能ですね。

【委員】

そうですね。大きな目的があって、その中で入居している団体のネットワークの構築というような感じの表現のほうが。

【委員長】

なるほど。一つは入居団体に限らない中心市街地の活性化する等のコーディネート。二番目は入居する団体等のネットワークの構築ということで、まあ入居しない団体も入ってもいいですけど、まあ中心は入居団体ということですね。そしたら入居する団体等のネットワークというように等を入れましょうか。

【事務局】

現在、公社に委託をしてるわけなんですけども現状のままでということで、一応委託方針というのでも渡してございまして、その中に条例では直接にはないですけども、条例の精神を反映したもので委託方針になっているものがあるんですけど、その中に中心市街地の活性化に繋がる事業に関する業務の基準というので、複合施設の適切な管理を行うとともに中心街地の活性化に繋がる自主事業を積極的に実施し、地域活性化団体等との連携を図って事業を行うという表現をつけてはいるんです。この地域活性化団体等ですね。こちらも等をつけてるんですけど、こういった意味であえて増やすということでもよろしいのでしょうか。地域活性化団体等とは、中心市街地の活性化や商店街の振興につながる事業に取り組む法人並びに任意団体でありというようなことも現状としては表現してあるので、そういったことも少し詳しくしていくのか、それとももう少し等だけでしていくのかそのあたりはいかがでしょうか。

【委員長】

自主事業というよりは、議論があったのはコーディネート機能ですよ。自主事業と今おっしゃられたところをコーディネート機能のような形で。

それでは一点目は、そのような表現に変えてコーディネート機能の提案をもらうと。

それから二点目は、入居する団体等を中心としたネットワークを構築する提案をもらうというのが二点目ですね。

では三点目はいかがでしょう。

【委員】

カリヨン別館の近くに交差点がありまして、ここは祭りの時などは人がたくさん寄ってきて中心になるわけですが、その近くのこの1階のスペースですね。ここをやはり祭りの時なんか有効に使うってことが必要ですので、そのあたりの意味合いの街づくりや活性化の拠点の中にあるかどうか確認する必要があるというふうに思いますね。

【委員長】

イベントの時というのは結構出ましたよね。そういったところを付け加えたらどうでしょうか。祭りやイベントのときも含め、街づくりや活性化の拠点としてどのように有効活用するかを一つそれを入れておくと明確になりますね。平時もイベント時も含めて、拠点として有効活用する。それからこの濱田委員さんが言われてた産業振興センターカリヨン別館（1階展示室等）というのは表現を少し考えなければなりませんね。答申では現在産業振興センターカリヨン別館として使われている1階展示室等を、というような少し丁寧に書く必要があると思いますね。

他にはいかがでしょうか。

祭りやイベントの時等も含めて街づくりや活性化の拠点として、どのように有効活用するかと、このようなことでよろしいでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。

次の松阪の一夜の舞台である新上屋跡を、観光資源としてどのように活用するかというのは、これはこういうことでよろしいですかね。まあ先ほど中林委員さんがおっしゃった街道の交差点に近いということもありますけどもね。それも入れておきましょうか。新上屋跡・参宮街道と若山街道の交差点に近い立地。そういったことを入れて、新上屋跡だけではなくて立地面もいう。

次の点はいかがでしょう。駐車場については、利用者の利便性が高く、集客にもつながり、かつ安定した収入も得られるような方法を求める。駐車場の場合、定期の人たちがいてそれを継続してもらった方がいいんじゃないかというお話がありましたけど、これは契約を引き継ぐという所に、利用者に不利益にならないようにという所で読めますかね。口羽先生いかがですか。そちらで読めますかね。

【委員】

そうですね。はい。

【委員長】

そうしたらそちらで読み込んでいただく利用者というのは駐車場の利用者も含むということで。契約も等が入っているの。

それから、もう一つあまり議論されなかったんですが、駐車場側の屋上があるようで、その有効活用ということも併せて求めるということで、今、少しお聞きしていたら、お城の石垣がきれいに見えるいいところだと。今現在は、市役所の裏の駐車場が工事で狭くなっている分、公用車が停めてあるとか。

【委員】

駐輪場は、この中に含めるわけですか。

この前言われた時に、裏のところですが。

【委員長】

そこら辺に停めている人が多いですね。

【事務局】

(駐輪の) お金もとっていませんし、裏の壁に書いてあるだけですしね。

【委員長】

駐輪場の有効活用も入れてもらいましょうか。実際に見てみると自転車をその辺にポンッと停められる方が結構みえるので、自動販売機の近くだとか、トイレのところとか。

防災面での活用方法の定義。これはどちらかという提案の中のひとつでいいんでしょうかねえ。

上の方は、市街化活性化というのが前提なんですね。だったら別に防災面なので別な行為になっているということのようです。上の三角はよく読むと中心市街地の活性化のための提案を求めているので、防災面からも提示を求めるといことです。

それから指定管理年限は概ね3年で、これはよろしかったですね。5年は長いし、1年は少し見極めが難しいということ。今原案のほうはあれなんですけど、何か抜けているものはないですか。

前回、飲食店の位置づけみたいなのは少し議論になったんですけど、前回の議論の中では飲食店も中心市街地の活性化だという観点から管理をしてほしいというような意見があったように思いますが、それも書いておいた方がいいですね。ただ、現在の契約はそのまま引き継ぐということではなくて、活性化施設として位置付けたらどうかというのがありましたよね。中心市街地の活性化の目的に、要するに目的外じゃなくてその目的に十分位置付けができるから、そのような観点で飲食店についても指定管理にできるんじゃないかということで。まあ少し違ってくるかもしれませんので…少しその辺ご議論を。

【委員】

前の時の議論の中で解決していたことなら申し訳ないんですけども、例えば飲食店の入居状況というか、どういう風な店舗が入っているのかというのは前回説明いただきまして、地産地消であったりだとか、発信していることだったりとかいうふうな話だったんですけども、そこを含めて管理するということになった時に、店舗が入っているという理由というのが、例えば、すごく人が多くて賑わっちゃうとなった時に、その店舗の営業努力ではなくて、施設による集客の利用となると他の店舗から意見が出ないかとかあるんですかね。

例えば、文化会館のところの「花音」というお店がありますけど、あそこも市の施設の中にあるところで、指定管理か何かになっていると思いますけども、そういう風な明確な何かがあってじゃあってことがあればなんですけど、ちょっとその辺の所で、そこをどのような条件、どういう風なもっていき方を指定管理の条件の時に付け加えていくかというのが必要なのかどうなのか。

【委員長】

いかがでしょう。ここがポイントみたいに思いますけども、飲食店については、今まで議論があったのは消極的に契約があるから引き継がなきゃいけないという消極的な考え方よりも、ある程度中心市街地の施設にふさわしい位置づけで考えた方がいいんじゃないかという条件までいただいていますけども、今濱田委員さんがおっしゃったようにどうでしょうかねえ。

【委員】

例えば明確にしての中心市街地の活性化だとか、発信だとかというのを打ち出す提案をもらうであるとか、その店舗さんに対してのですね。そういったところで区別をするというか違うというか。指定管理になった場合でしたら内容のほうにも盛り込んでいくかなという感じがします。

【委員長】

今現在入っているところは、基本的に先ほどの条件、入居者の不利にならないように現在の契約をそのまま引き継ぐという条項で引き継がれるんですけども、飲食業についても活性化施設の一部の利用だということを明確に位置付けながら、どのような管理をするのか提案をもらいたいと、こういうことですかね。

【委員】

入居施設（団体）と店舗というふうな所のネットワークの構築に基づく関係ですかね。

【事務局】

非常にここは悩ましいところで、やはり飲食店・テナントというのと、他に目的をもって入ってみえる自治連さんとかとは違うと思うんですね。目的をもって入ってみえる自治連、商連さんというのは、ちゃんと目的があってその団体がすべきことはずっと一本続くと思うんです。飲食店は、今はそういう理屈でしているけども、あくまで民間ですのでいやいや方針を変えて、それをやめてこっちの飲食に変えたとか、営業法を変えたっていうのも起こりうるわけなんです。今おっしゃったように市が例えばここにこういった事業をする飲食店を入れなさいと、条例に位置付けておって入ってもらっとるんやったらいいんですけど、今は入っているから不利益にならないようにこちらからはやめろとは言えないのでということなので、非常にその整理が事務局としても、今入ってみえるので今の路線をずっと続けるというのであればなんですが、そこを市があなたとは新上屋さんがやりなさい、あなたとは南三重のものをやりなさいと市がそこまでも民間経営には言えない。だからもう一つは抜くという方法もあるんです。この部分は目的外使用として抜いて、ただ今入っている団体、飲食店さんがこうしてやってるから繋いでください。ただ変われば変わったところともというような表現のほうがいいのか、入れたままにしていると固定ってことになると、ここは少し扱いを悩んでおります事務局も。ずっと飲食店だけをつけていくということでもないわけなんで。現状としては契約が実際3年間という契約がありますので、そういう意味では消極的な理由は理由ですね。現状としてはここでやろうとしている機能に非常に近い理念でやってみえるので合いますけど、そこを強要もできないし難しいとこかなと思いつながら…。前回入れていこうと一緒に入れて管理というようなご意見があったものの…。

【委員長】

他の施設で文化会館のところに飲食店がありますが、あれは目的外使用なんですよ。やはり実際問題として考えると、目的外とした方が楽なんですよ。

【委員】

ベルファームのほうはどうなんでしょう。

【事務局】

ベルファームのほうは、そもそもあの施設がそういう施設（飲食）を含めた施設ということなんです。

あとそういう施設が入っている施設としては、駅前の観光情報センターの2階のスィード。あそこは条例の中に2階はそういう喫茶室にするという位置づけをしています。

【委員長】

そうすると飲食の利便もということなんですね。

【事務局】

そうです。飲食も提供できるというようなことになっております。まあそういう方法もあるのはありますが。

【委員】

雑使用によるこの方向のところ、前回も問題はないというふうなことでしたが、そこは活性化に向けた運営にどうのこうのというのを、教育したり勉強したりでもというふうなところが、例えば指定管理というような方法になったりしたときに、指定管理者に対して能動的にそちらの

ほうの店舗が動いてくるわけではなくって、意向に沿うような感じというふうなところまでの感じですよというイメージになってしまいます。それがその契約をそのまま引き継ぐというふうなところでこう収まっていく感じでしたらいいのかなと思いますけどね。できたら一部を担っていくというふうな部分では、積極的な協力というかそういったものが、まあ今の現状の部分の店舗さんに限ってのことかもしれませんけども、いられるという感じが…そこも含めて指定管理の条件のコーディネートと条件といいますかねという風なところが…

【委員長】

そもそも目的外使用ということになっても指定管理者でいいわけですね。指定管理者が目的外使用の許可もするという事は構わない…。公の施設の管理をしているところが…。市長と協議するのかなあ。本来の使用については許可権が指定管理者に移りますね。そうするとそれに附随する目的外の使用についても指定管理の条件にすれば…構わないのかな。いかがですかね。構わないような気も…。特に目的外使用の場合、指定管理者はできないとか、そんなこともないような気が…

【委員】

ないような気がします。ないと思います。

【事務局】

そうであればその権限もということですね。どこをいれようかということも指定管理者が決められる。

【委員長】

一応、市長と協議をして目的外使用の許可をするということにしておけばいいわけですねおそらく。その場合、濱田委員さんがおっしゃるように、目的外使用であってもできるだけ市街地の活性化に有効なような観点でということですね。

【委員】

一体感ということですね。

【事務局】

もし店子さんらが都合で辞めるとなった時に、じゃあそこを機能のあるものを誘致するというようなことも、指定管理者に担わすことができるのかどうかということですけども。代替りのものを探してくださいということではいけるのかなあ。それはすべての店子さんに言えることなんですけども、今入っているのがコーディネートってことにしていますけど、そこも含めて…

まあ民間さんなんで急にご都合で辞められることもありますので、そういった時にこれはまあ市のほうの条例でちゃんと定めなければいけないのかもわかりませんね。そこは貸館として使えるかどうかということは濁してあるんですね。当面の間はこのままいくと。

【委員長】

それはどちらかにしないとあれですよ。その貸館の本来の使用として許可をするのか、目的外として許可をするのか、それは公募の時にはっきりしなければいけないので、今の話だと本来的なその活性化の申請というのは少し馴染まないかもしれないなど。その活性化のための飲食業という、色々なことの注文を出すのは難しいし、例えば出しているお酒が松阪の物やないとい

かんとかですね。そういう訳にもいかないの、その食材もそうですよね地場のものを使うようにとか、そういうことまでは難しいとおっしゃったことを考えると、まあ活性化に資するように考えてもらうということはともかくとして、目的外にせざるえないんですかね。でそれは目的外だけれども市長と協議をして指定管理者で許可をしてもらうというような。先ほど口羽委員のあれだと構わないみたいですからその方向でいかがでしょうか目的外使用で。それでその目的外使用のあれをするにあたっては、できるだけ中心市街地活性化の施設にふさわしいものに許可をするように。そうすることになると逆に本来の入居に切り替えても構わないし、目的外にするのも指定管理者の権限に両方なってますから、引き続き目的外で飲食店を募集をするのか、それとももっと有効な方法があつて飲食店さんが空いたからということも指定管理者の側である程度裁量が…両方の権限を持っていたら裁量ができますけど。それで法的に問題がないようだったらその方向でどうでしょうかね。本来の使用許可も目的外の使用許可も権限を持ってる、それで今現在の飲食店は目的外使用なんだけれども、その許可も指定管理者に委ねると、ただし目的外の場合は市長と協議をする。やたらなものを入れたいというよなことでいかがでしょうか。それでできるだけ中心市街地活性化のほうにふさわしいものであれば目的外使用の許可をするということにするんでしょうかね。あるいは反さないというのか。濱田委員さんがおっしゃったのはそのような辺りが落とすところでしょうかね。

まあ前回、本来使用で出来ないかということでしたが、少し難しいということですので飲食店については目的外の使用と位置付けて、市長と協議をして指定管理者が許可できるものとする。そして、中心市街地の活性化複合施設としての機能を害さないもので、出来ればそういうものにふさわしいようなものを優先的にやっていく。

まあ当面は契約を引き継ぐわけですけど、その契約を引き継ぐのは目的外の使用という位置づけで契約を引き継ぐ。

そうですね。一番難しいところでしたが、そういった整理でよろしいですか。

あと資料1なんかを見て、何か抜けているものが…

今まで論点としてきたことは、ほぼ盛り込めたと思いますがいかがでしょうか。中井委員さん何かお気づきのところありますか。

【委員】

はい。異議ありません。

【委員長】

それでは、ほぼ答申の原案についてもご意見をいただきましたので、そのご意見を加味して答申をしたいと思えます。それで具体的な答申案をこれを基にして作らなければいけないんですが、市長さんについての答申文とか、それからこれをおそらく貴意かなんかに書いていくことになると思うんですが、そのあたりについて事務局に一任したいと思えますがよろしいでしょうか。もう1回開いてもいいんですがいかがでしょうか。

(はいの声)

それでは事務局に一任をしまして、私も委員長という立場ですので事務局と相談をして答申案をまとめさせていただきます。そのうえで皆さんにお送りをして、ご意見をいただいて正式な答

申書として出させていただきます。こういった段取りとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それともう一つ忘れていましたけども、指定管理でという答申を出しますと、指定管理の募集をしなければいけませんね。それはあとどんな段取りになりますか。来年度ですよ。

【事務局】

そうですね。ここでの意見を出していただいて、新年度から準備ができるように予算化をしてということですのでそこからですね。

【委員長】

例えば、途中からとかもあり得るんですか。今現状でしばらくもう1年度くらいはやっていけるんですか延長で。

【事務局】

一応、事務局としては指定管理をしていくために、もう1年度は時間をかけて、遅くとも32年度から指定管理であればできるのではないかと。その間は今の公社に委託しているのを、繋ぐという意味であれば継続は可能と一応内部の協議は済んでいます。

【委員】

その31年4月からスタートというのは日程的にも無理ですね。

【委員長】

それでは32年度からの方向でしていただくということを前提に、資料2で修正していただいたようなことを答申案にまとめて送らせていただきます。

それではご議論いただくことは全て終わったと思うんですが、何かこの際、ご発言いただくようなことはございませんでしょうか。

【委員】

中林委員が先ほどお祭りのことでおっしゃられたこの場所なんですけど、その位置づけとかそういうふうなところのお話なんですけども、祭りの時に確かにあそこの場所というのは一等地といえ一等地の場所なんですけど、あの前に夜店が並ぶと、途端に目立たない場所になってしまうんですね。せっかく広場というエントランスがある、全面ガラス張りのところがあると言っても、前にテントが建つと何も目立たなくなっちゃう。で、意外と風情のある木も、4月は桜が咲いてってというようなものもあるんですけども、そのおかげで意外と中がまた少し見にくかったりとかもありますので、発信場所というような位置づけ、もちろん機能をつけていきたいと思うんですけども、その中でもう少しこう祭りの時は、あそこの一角はテントを出さないとか、交差点のところを祇園なんかで練りをされますけれど、あの辺の歩行設備の一角のところとかは、しばらくテント出さないとか、もう少し、前の整備もというふうなの、もう少し目立たせるためにあっていいかなと思います。目線が歩いている目線とか、車目線からとか目線から少し「この建物はなんやろ」という感じになってしまうんです。鈴の音市の時なんかは中はこうこうと電気をつけて何かやっているとか、エントランス自体で何かやっているとかで、前は（テントを）入れないとかいうふうな感じを…あの辺一帯の考えとして取り組んで行くともっと目立たせられる意識で少しと思うんです。

【委員長】

前、あの前でダンスパフォーマンスをやられてましたよね。停めてしまって道路いっぱい使われたんですよね。ああいう使い方がいいんじゃないんですか。カリヨンがあってその前の道路がイベント会場になってみたいな、この交差点のとこ祭りの時はそういうスポットにするといいですよね。

【委員】

もめんフェスティバルの時なんかは、エントランスのところで出店をあれして、別館の中で高校生らがやっていたというのがあるんで、そうすると結構ねえ。

【事務局】

エントランスのところの位置づけはあえてしていなかったんですけど、今カリヨン別館としてホールを貸しますと、そうするとエントランスは使えるのかという利用者があるんですが、エントランスも使えるんですね書いてないですけど。エントランスだけ貸してくださいというような貸館はしてなくて今。別館を借りると、もれなくエントランスの利用権利が出ますよということ、一体で1階の建物の中とエントランスが貸館対象になっているので、そこも当然エントランスの活用もというようなことで進めたいとは思ってます。

【委員】

特に何か規制とかはないんですよね。

【事務局】

別に公道ではないので、施設の資産なのでエントランスを上手に使ってねえ。

【委員】

裏に抜けていく道というのは、たまたま公共的に提供しているという意味合いなんですか。

【事務局】

(施設の)敷地なので、絶対に歩道をあげなければいけないということはないですね。

【委員】

前の前ののですが、公社の関係の方がよくあそこに物を置いていると怒られたんですね塞ぐなど。すごく怒られてという印象があるので、あそこに物を出すなどよく言われたんです。

【事務局】

確かに共有スペースではあるんですね。他のテナントが入っていて、それは店子さんのための共有スペースだということで、独占するなというそういうことですね。今回こういう形でコーディネート機能が入るということで、エントランスについてもコーディネーターが上手にまとめれば使える。今は個々でお店が怒ってくると、お客さんが入れやんやないかと、そういう風なことで公社に苦情が来るもんで公社がそういう指導をしていたと思います。そこも解消というか逆に有効活用していくような形がいいと思います。

【委員】

自販機の位置であるだとか、あの辺も解消できそうじゃないですか。縦にしか使えなかったものを横に使うとかいう風な使い方でもできると思いますので。

【事務局】

エントランスはそういう意味合いでいます。

【委員】

今回これでカリヨンビルはいくんですけど、せっかくこのような形でコーディネートの組織になっていったら、この指定管理の量もそうなんですけど、トータル的にまた色々なうちも含んでそうなんですけど、市さんとかの活性化のソフト事業とか、色々な助成金なり補助金なり色々あるんですけど、その辺はうまくこのカリヨンビルの管理する側のところが、うまくコーディネートできるように指定管理の以外の面でも、今までの中心市街地だとか地域活性化の事業がうまくここでまとまってできるような仕組みになっていければいいかなと思うんで、その辺もまた指定管理に決めていくまでとところで、そういうのも含んでしていければいいんじゃないかなと思います。

【委員】

私も、コーディネートをされるということで、この場所が街づくりの拠点になるようにやはり持っていくべきかなとは思いますが、併せて中心市街地の活性化、これが中心になってくるんですが、そういうような施設になっていくように持っていくべきだと思いますね。

【委員長】

他にいかがでしょうかこの際ですから。よろしいでしょうか。

それでは一応答申の原案がまとまりましたので、これで委員会での議論は全て終わったと思います。あと答申書は先ほど申し上げたとおりの段取りで、この3回をもちましてこの委員会を終了ということにできると思います。

それでは、貴重なご意見いただきまして、どうもありがとうございました。